

三宅村商工会及び小笠原村商工会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

三宅村商工会（設立：昭和46年6月）及び小笠原村商工会（設立：昭和59年1月）（以下「商工会」という。）は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善、発達を図ることなどを目的に、主として次の事業を行っている。

- ア 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供
- イ 商工業に関する講習会・展示会等の開催
- ウ 商工業に関する調査研究

(2) 都との関係

都は、商工会に対し、東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、表1のとおり、補助金を交付している。

(表1) 商工会に対する都補助金

(単位：千円)

商工会名	補助事業名	平成17年度	平成18年度
三宅村商工会	東京都小規模事業経営支援事業	29,525	23,760
小笠原村商工会	東京都小規模事業経営支援事業	20,965	17,666

2 組織

(1) 三宅村商工会

商工会は、事務所を三宅村坪田1271番1に置き、会員268名で組織され、役員30名（会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名）（全員非常勤）及び職員4名で構成されている。

(2) 小笠原村商工会

商工会は、事務所を小笠原村父島字東町に置き、会員154名で組織され、役員15名（会長1名、副会長2名、理事10名、監事2名）（全員非常勤）及び職員3名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業について実施した。

2 実地監査場所及び期間

- (1) 産業労働局 平成19年4月10日及び同年6月8日
- (2) 三宅村商工会 平成19年6月29日
- (3) 小笠原村商工会 平成19年4月25日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における補助事業の実績は、表2及び表3のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されているものと認められる。

(表2) 小規模事業経営支援事業補助実績 (三宅村商工会) (単位:人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補助員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 幹 旋	記帳指導	
平成18年度	2	1	1	17,150	2,095	12	27	150	6,610
平成17年度	2	1	1	17,315	1,878	15	33	150	12,210

(表3) 小規模事業経営支援事業補助実績 (小笠原村商工会) (単位:人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補助員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 幹 旋	記帳指導	
平成18年度	1	1	1	11,738	175	2	23	172	5,928
平成17年度	1	1	1	11,819	298	3	22	180	9,146

- (注) 1 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。
- 2 補助率は、補助対象経費の10/10である。